4月から工場立地法による届出窓口が彦根市に

市 商工課

工場立地法に基づく届出（対象となる特定工場の新設、変更などの届出）は、これまで滋賀県が届出窓口となっていましたが、4月以降は、彦根市が届出窓口となります。

届出の対象となる特定工場

次の①と②両方に該当する工場です。

①製造業等（※）に係る工場または事業場であること

②工場立地法に基づく敷地面積が9千㎡以上、または建築物の建築面積の合計が3千㎡以上

※「製造業等」の範囲は、製造業、電気供給業、ガス供給業または熱供給業です。これらの業種で、生産施設を設置して製造・加工などの業務のために使用する場合は、「特定工場」となります。

運送、倉庫、修理を専業とする事業場などは含まれません。

次の場合は届出が必要

①特定工場を新設する場合【新設届】（敷地面積もしくは建築面積を増加し、または既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含みます）

②工場立地法施行時（昭和49年6月28日）に既に特定工場を設置している者（または新設工事中の者）が、以後最初に変更を行う場合【変更届】

③①、②の届出をした者が、その後変更を行う場合【変更届】

④会社の住所、名称などに変更があった場合【氏名等変更届】

⑤譲渡、相続、合併などにより届出者の地位を承継した場合【承継届】

問い合わせ先 市商工課☎30-6119番、FAX22-1398番

発行しました 彦根市暮らしの便利帳

市民の皆さんの暮らしに役立つ情報の提供を目的として、彦根市の概要をはじめ、市役所での各種手続きや、地域の生活情報などを1冊にまとめて発行しました。

総合案内（市役所1階）、支所、各出張所などでもお渡ししていますので、ご活用ください。

3月上旬までに市内全世帯に配布しましたが、まだお手元に届いていなければ、お問い合わせください。

問い合わせ先 市情報政策課☎30-6103、FAX22-1398

おわびと訂正

「彦根市暮らしの便利帳」の34ページ「各種相談」のうち、「ひとり親家庭よろず相談」は、現在、実施されていません。おわびして訂正します。

新しい「チャレンジショップひこね」

彦根TMO事業推進協議会

まちづくり支援機関である「彦根TMO事業推進協議会」では、「チャレンジショップ事業」を展開しています。

今回新たにオープンしたお店を紹介します。

◆彦根バル やぶや食堂

営業内容 飲食店（フレンチ・イタリアン・スパニッシュなどの欧州料理）

場所 旭町6-22（彦根駅前商店街）

営業時間 午後5時～同11時30分

定休日 日曜日

電話 ☎20-4330番

問い合わせ先 彦根TMO事業推進協議会（彦根商工会議所内）☎22-4551番、FAX26-2730番

デイサービスセンターきらら・グループホームゆうゆうの指定管理者

市介護福祉課

彦根市デイサービスセンターきらら・彦根市グループホームゆうゆう（川瀬馬場町）の指定管理者を公募し、次の団体を指定管理者に決定しました。

今後とも、日常生活で介護を必要とされる高齢者などの皆さんの生活を助け、健康が保持できる介護サービスの提供を目指します。

指定管理者

▼名称 ㈶豊郷病院

▼代表者 成宮 秀男

指定期間 4月1日～平成29年3月31日

問い合わせ先 市介護福祉課☎23-9660番、FAX26-1768番

彦根市観光駐車場の指定管理者

市観光振興課

彦根市観光駐車場（いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場、京橋口駐車場）の指定管理者を公募し、次の団体を指定管理者に決定しました。

今後とも、利用者のニーズを把握するなどして、リピーターの増加を目指します。

指定管理者

▼㈳彦根観光協会

▼代表者 上田 健吉

指定期間 4月1日～平成28年3月31日

問い合わせ先 市観光振興課☎30-6120番、FAX22-1398番

傍聴できます 第3回彦根市廃棄物減量等推進審議会

市生活環境課

ごみ減量化と再資源化を進める方策などを検討する審議会です。会議は公開で行われ、傍聴できます。

今回の会議では、ごみ対策の課題の整理、ごみの排出抑制、再資源化の具体的な対策の検討などを行います。

日時 3月28日㈬ 午後1時～同4時

場所 第2委員会室（市役所5階）

問い合わせ先 市生活環境課☎30-6116番、FAX27-0395番

浄化槽の法定検査を受けましょう

市生活環境課

彦根市では、家庭から排出される生活雑排水の適正な処理を推進しています。

特に下水道が整備されていない地域で活躍しているのは浄化槽です。

浄化槽は適正な管理で機能が維持されます。浄化槽を適正に維持するため、法令によって保守点検・清掃、法定検査が義務付けられています。

法定検査は、浄化槽を新たに設置をした場合の受検と、年に1回の受検があります。

法定検査の料金改定

今回、4月1日㈰から、法定検査の料金が、浄化槽の処理できる能力ごとに改定されます。

料金の改定内容について詳しくは、㈳滋賀県生活環境事業協会（☎077-554-9271番）にお問い合わせください。

※家庭用の浄化槽（10人槽以下）の料金は変更ありません。

問い合わせ先 市生活環境課☎30-6116番、FAX27-0395番

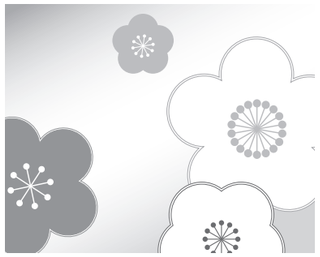

7月9日㈪から外国人の皆さんの登録制度が変わります

市市民課

法律の改正により、現行の外国人登録制度は廃止されます。外国人の皆さんは、日本人と同様に「住民基本台帳法」が適用されるようになります。

そこで、対象者や手続きなどをお知らせします。

住民票に登録する対象者

次のいずれも該当する人

○「外国人登録原票」を元に、適法に3か月を超えて在留する外国人

○日本に住居地がある

○次のA～Dの人

A中長期在留者（「在留カード」の交付対象者）

日本に在留資格があり、在留する外国人のうち、次の①～⑤に**該当しない**人

①3か月以下の在留期間が決定された人

②短期滞在の資格が決定された人

③外交（または公用）の在留資格が決定された人

④③に準ずる人として、法務省令で定める人、在留資格がある人

⑤在留資格がない人（不法滞在など）

B特別永住者（「特別永住者証明書」の交付対象者）

C一時庇護許可者（または仮滞在許可者）

D出生による経過滞在者（または国籍喪失による経過滞在者）

※A～Dに該当しない人や、7月9日㈪に在留資格がない人（在留期間の記載事項の変更を市区町村に届けていない人を含む）は、住民票に登録する対象者とならないので、住民票が発行できない場合があります。

※「通称名」は、「外国人登録証明書」では併記していましたが、「在留カード」と「特別永住者証明書」には併記されません。

5月中旬に「仮住民票」を送付します

7月9日㈪から住民票に記載される外国人の皆さんに、5月中旬に「仮住民票」を送付します。

「仮住民票」とは、現在の「外国人登録原票」の記載を元に作成するもので、7月9日㈪に住民票に記載します。記載内容の確認にご協力をお願いします。記載内容の変更・訂正がある場合は、市民課の窓口にお越しください。

外国人と同一世帯の日本人にも、続柄などが変更する場合があれば、「仮住民票」を送付します。

事前交付申請

7月6日㈮まで「在留カード」と「特別永住者証明書」を事前交付するための申請を受け付けています。

①中長期在留者

「在留カード」は、地方入国管理官署で申請受付・交付します。

滋賀県内の地方入国管理官署

大阪入国管理局大津出張所（大津市京町3-1-1大津びわ湖合同庁舎6階）☎077-511-4231番、FAX077-524-8903番

②特別永住者

「特別永住者証明書」は、市民課（市役所1階）で申請受付・交付します。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先 市市民課☎30-6111番、FAX22-1398番